

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、今回の議会、最後の一般質問になります。どうかよろしく願いします。

まず1つ目に、飛騨市の子ども・子育て支援について2点伺いたいと思います。国の子ども・子育て支援法では、子供の定義は18歳までと規定されています。市の子ども・子育て支援事業計画には、就学前の子ども・子育て支援に関するデータは充実しておりますけれども、その先の年齢児のデータや支援策はあまり見られません。そこで、飛騨市の子ども・子育て支援策のさらなる充実、拡充を求めて伺います。

まず1つ目に、放課後児童クラブに給食の提供をとという質問をいたしたいと思います。異常な暑さが続いたこの夏、保護者の方々から「夏休みの学童保育にお弁当を持たせるのも大変です。食中毒も心配です。何とかならないでしょうか。」などの声が相次ぎました。飛騨市の放課後児童クラブは、幸い4か所とも学校内のスペースを活用しています。保護者の負担軽減だけでなく、衛生面を考慮すれば、やはり給食センターで調理した給食を提供することが効率的で望ましいと考えます。ぜひこの冬休みから実施していただきたいと考えます。いかがでしょうか。

2つ目に、学校給食の無償化について、これもしつこく伺いたいと思います。学校給食の無償化は、今、超党派で国会議員がその実現を主張して動いております。今年3月29日には、野党が学校給食無償化法案を提出しています。無償化は多くの国民の願いなのです。しかし残念ながら、飛騨市の前回の市長の答弁は、高校、大学へ進学する子育てへの支援を理由に無償化には否定的なものでありましたが、相変わらず子育て家庭にとって、給食を含みますけれども義務教育の無償化は権利であり、有効であることに間違いはありません。給食無償化の願いは高まるばかりです。その証拠に、今年3月議会の質問で私は給食無償化の自治体は254自治体と紹介いたしましたが、この8月で491自治体が増えております。何とあれから倍増する勢いです。その理由は市長ははっきりしているんです。義務教育中のこのような負担軽減が、その先の、その子の進学のための蓄えに直結するからです。そして、例えば上の兄弟の教育費にその分を充当することもできるからです。保護者は長いスタンスで子育てを考え、上手に家計のやりくりを切り盛りをしているのです。そういう保護者の努力に報いる子育て支援策が望まれています。よって、市長が国に無償化の責任を問うのはよしとします。私も賛成です。ですが、せめて国が実施するまでの間、市独自で給食を無償にし、子育て支援を充実させる。そのための行政としての責務を果たすべきだと考えます。市のお考えを伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点ご質問いただきましたが、私からは学校給食の無償化についてお答えをいたしたいと思っております。

昨年の6月議会と今年の3月議会でもご質問いただきまして、しつこくご質問いただいたというのですが、私もしつこく答弁をさせていただきませんが、あまり期待に沿うような答弁ではないので大変申し訳ないのですが、今まで一貫して申し上げておりますとおり、国が財源を保障しない限り学校給食を無償化するという考えは私は持ち合わせておりません。理由を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、義務教育無償論との関わりなんです、憲法第26条第2項、義務教育は無償であることを規定しているものですが、学校給食法第11条は、学校給食に要する経費は保護者の負担としております。この憲法との関係につきまして、最高裁の昭和39年2月の大法廷判決というものがあります。ここで憲法の定める無償とは「授業料不徴収の意味と解するのが相当」というふうに判じておりまして、つまり給食費も含めた授業料以外の一切の費用まで無償としなければならないことを定めたということではない。そのように解することはできないとの判断を示しておるわけでありまして、ですので、給食費は無償でなければならないことはないということは確定した判断になっているというふうには、まずは法的には言えるということかと思えます。ということになりますと、給食費無償化を行うのは何かというと、憲法上の要請ではなくて自治体の政策的判断だということになるのだらうと思うわけでありまして、つまり、施策として実施するという位置づけですね、そういうことではないかと思われまして。

今年2月に日本農業新聞が行った調査がございまして、新型コロナウイルス感染症対策の交付金を活用して一時的な無償化を行なった自治体を含め、無償化している自治体は約3割であるということですから、先ほどご紹介があった数字に近いんだというふうに思います。その目的は子育て世帯の生活支援、負担軽減が狙いであるというふうにされています。もし、飛騨市が給食費の無償化を行うとすれば、その施策目的はこれと同じ、子育て世帯の教育費負担の軽減のために行うということになるのだらうというふうに考えます。しかし、私自身は、義務教育中の給食費の無償化が教育費負担軽減の最優先施策だとは考えていないということが一番大きな理由になるわけです。

以前にもご答弁申し上げましたけれども、教育費の中で最も負担感があるのは、大学、短大、専門学校等の通学に要する費用です。しかも、家庭の経済状況は千差万別です。極めて厳しい状況にある家庭ももちろんあれば、裕福で十二分な収入のある家庭もあります。そうした点をしっかりと調査して、真に必要な人にしっかりと届く施策を打つのが政治や行政に携わる者の務めではないかというふうに考えております。

そうした精緻な議論をすることなく、給食費の無償化だけがテーマとなるのは私はゆゆしきことだと思っております。先日もある市長の集まりがあって話していたときに話題になったのですが、近年選挙の際にこれが公約として突然出てくる。そして、各地で給食費の無償化が無造作に打ち出されてくる傾向があるというのはいかがなものかという話を集まってしておたわけでございますが、私はこのようなことを続けていけば、我が国の地方行政は間違いなく劣化すると思っております。

先ほども申し上げましたように、政策で大事なことは支援すべき対象者が誰かということを見定めて、そこにびたりと当たる支援策を打つということでありまして。市としてはそういった考え

方でこれまで様々な支援策を講じてきたつもりでおります。例えば、より教育費負担感の大きい高校生を持つ家庭に向けては、18歳までの医療費無償化を令和2年度より実施しております。また、高校入学時の入学準備品購入支援助成についても上限額を昨年度3万円から4万円に引き上げて拡充しております。また、中学校の部活動、この中でも費用のかかるスポーツ部に対しまして、飛騨市スポーツ活動充実交付金を1人7,000円給付したり、吹奏楽部の楽器、これは学校所有とすることで保護者の負担を軽減するという取り組みをやってきました。奨学金もひとり親世帯や低所得世帯等の方には、所定の所得水準により貸付年度ごとに償還を免除する制度も拡充してきたわけであります。このように、教育費の負担軽減という課題に向き合ったときに、給食費の無償化以外に取り組むべき課題はたくさんある。このように思っております。

議員のご指摘のように、給食費を無償化した分が後年の進学のための蓄えに直結するという面もあると思います。しかし、もしそれを目的にするなら、例えば、進学のための蓄えを市が肩代わりして積み立てるといような仕組みを組むというほうが有効ではないかと思うわけであります。

実は、私これを早い時期からいろいろ考えておまして、何とか実現できないかということで今まで幾つか生命保険会社の方々に相談して、市が例えば掛け金の一部を持って、一定の年齢で学資祝金が受け取れるような学資保険を市単独で商品造成できないものかという検討を依頼したことが実は何度もあります。ただ、実際には課題が多くて、どの生命保険会社からも実現は困難という回答をいただいて、なかなか実現できていないのですが、これはまさしく私の問題意識として一番お金がかかる高等教育のところに向けてしっかりと施策を独自に打つ、こういったことについて知恵を絞ってきていることの1つの例としてご紹介申し上げたところです。こうした必ずしも実現出来なくても、様々な知恵を絞ることが自治体の政策能力を高めるということではないかと思ひますし、そういった姿勢こそが今の地方行政に求められているというふうに思っております。

なお、全国市長会におきましては、社会文教委員会が私の担当になっているわけでありますけれども、国に一律の給食費の無償化を求めるという形ではなくて、自治体の財政力によって格差が生じないようにしてもらいたいという形で要望を行っております。これは実施の有無はあくまでも自治体の判断ということを前提にしながら、実施する際は国がしっかりと財源を確保してもらいたいということを要望しているわけでございまして、こういった点については私自身もいろいろな場で全国市長会として要望させていただいているということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、1点目の放課後児童クラブへの給食提供についてお答えをいたします。

今年の夏は特に暑い日が続いたこともあり、食中毒の心配をされることも理解できます。市内4か所の放課後児童クラブ施設ではエアコンをフル稼働させ、最も涼しい場所で保護者の方が愛

情込めて作られたお弁当が傷むことのないように配慮をしております。毎日のお弁当を楽しみにしている子供たちも多いと聞いております。

さて、議員から提案がありました給食センターの調理を活用した給食提供でございますが、学校給食と同様であれば栄養価も衛生面も管理され、安心・安全に間違いございません。しかし、実施に至るには困難な課題が幾つも存在します。まず、ご理解いただきたいのは、安心・安全な学校給食を提供するためには、調理場や機材の点検、メンテナンスがとても重要で手を抜けないということです。長期休業中は、調理機器の点検掃除や食器磨き等、給食を提供している期間にはできない作業を集中的に行います。大型機器を分解し、破損や劣化を確認したり、こびりついている汚れを落とししたりして組み立て直すとも聞いております。調理員ではできないものや、修繕が必要なものは業者に依頼します。神岡給食センターで見ますと、今年の夏7月21日から8月中旬まで6件、毎週業者が点検や修繕に調理場へ入っております。また、日々の洗浄だけでは落ち切らず蓄積された調理器具の油やけや食缶・食器のくすみ等も、この期間に美しく磨き上げます。さらに、高い壁や棚、大型機材の天井なども脚立に登って拭き取るなどの念入り掃除もあります。そのほか、日数は少ないですが専門性を高めるための研修や調理教室等も実施しています。本当に気を遣う厳しい業務ですが、給食提供のないときでも調理員は責任と誇りをもって精いっぱい勤務しております。

次に、従業員確保についてですが、この期間の勤務は、ほぼフルタイムの職員だけになります。これは、給食提供日の半数ほどの人数です。夏季休業中は子供と過ごすため勤務しないことを前提にお勤めいただいているパート勤務の職員が多くいるからです。現状で人員に余裕はございません。

3点目、このための栄養士の確保が必要です。現在、勤務している県費の学校栄養職員の勤務内容は、学校給食の管理と指導と定められております。児童クラブ提供の給食業務を命ずることはできません。そのほか、配送された給食を受け取る側でも、管理や配膳、片付け等に必要の人員を増員、アレルギー対応をどうするか、食数の決定・変更はどうかなど検討しなければならないことがたくさんございます。また、古川国府給食センターは、高山市や委託先業者との協議も必要となってまいります。

こうした中で、子ども家庭庁が提供されている「放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供事例集」には、給食センター活用以外にも弁当業者と連携した取り組みや、子ども食堂と連携した取り組みの事例もございます。これらのものを参考にしながら利用者のご意向も伺い、目的は何か、課題は何かを明確にして、できることは何かこれから検討してまいりたいと思っております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず、今答弁いただいた1番から順番にやっていきたいと思っております。給食センターを活用して学童クラブに給食を提供しようということになれば、たくさんの課題はあると思っております。それはよく理解できます。ですが、それでもやっているところは増えています。それはなぜかといったら、やはり保護者の、特にお母さん方の負担軽減ということもありますし、それから安全面です

ね。食中毒の問題もあります。同時に給食センターでは、この長期の夏休みにいろいろなメンテナンスをするんだと。そういうことを、今答弁いただきましたけれども、それもあります。ですが、いろいろな課題があるからできないというのではないと私は思うんですね。その課題をどうやって克服できるのか、どうやってカバーできていくのか、それを考えるのは行政の仕事ですし、私たち子供を守る大人の責任だと私は思っているんです。

教育長は、できることは何か模索していきたいということですので、これからいろいろとみんなと協力してやっていければいいかなと思うんですけども、例えば、文部科学省のホームページには、今各地域における取り組み事例としまして、こういう学童保育、放課後児童クラブへの給食の提供、こういうものを推進しているんです。文部科学省が推進しているんです。いつどこでやるのかといたら、通常の学校給食と同じ時間に、教室で提供。献立内容は、通常の学校給食を簡易にした献立。そして提供までの流れといたしますと、保護者が学校へ提出する預かりの申込書にて何たらかしたら。それは給食の有無についてですね。それから希望者の数分の給食を学校の調理場や給食センターで調理する。そして児童生徒に提供する。工夫はいろいろ書いてあります。食事をするときの感染防止や手洗い、喚気をしましょう。食中毒やアレルギー事故防止を防ぐために、管理基準、こういうものを可能な限り厳守しましょう。いろいろ書いてあります。ですが、そういう各地域における取り組み事例も紹介しながら、文部科学省は推進しているというわけなんです。なら、それを否定する意味はないと思いますし、なるべくそういうことが可能ならば子供たちに長期の間、お母さんたちに負担をかけずにやれたら、こんなにいいことはないと思うんですね。いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先程も申しましたように、それができればそれに越したことはないと考えております。申し上げたように課題が幾つもございますので、どれからクリアができていくのか、また、お弁当業者との提携とかそういうこともございますので、そのこともあわせて検討をしていきたいと思えますし、事例を調べておりますとなぜできるのかと、給食センターでは不思議に思っているところがございます。そうした事例につきましてもっと詳しくお話を聞きまして、どこからどうしていったらできていくのかということを検討してまいりたいと思えます。100%はできないかもしれませんが、どこを一番最優先に考えればいいのか、何が目的なのか、そこのところを考えながらできることを考えたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

学童クラブというのは、長期休暇のときには午前7時半から午後6時まで預かれるんですよ。長期の長時間です。ここに預ける子供をこの夏休み何人登録したかといいますと、304人だそうです。それだけの子供たちが長期間家庭にいるように、学童保育を活用しています。それはもちろん、ひとり親家庭も含めて保護者の方々が働いているからですね。

例えばその保護者の方々の出勤時刻というのは何時なのか。それは飛騨市の子ども・子育て支援事業計画の中に書いて、ちゃんとデータが取られています。大体午前7時台という方が3割、

午前8時までという方が4割。ほとんど7割の方が午前8時ぐらいまでには出勤するんですね。例えば午前7時までに会社に出勤するお母さんは何時に起きるのでしょうか。そういうお母さんがいましたので、聞きました。朝5時起きです。お化粧する時間も多少いるものですから。午前5時に起きて、それから着替えて、ご飯の用意をしてお弁当を作る。子供に食べさせる。なかなか食べないものも食べさせる、そして自分の用意もして、それで子供を送って、会社には午前7時までに行かなければならない。こういうのを毎日続けるんですね。そういうお母さんたちは本当に大変だと言っています。

ですから、せめて夏休みの間、普通の日には学校は給食が出ますので安心してありますし、夏休みの間、そういう給食を学校で提供してもらえたら本当にありがたいというのは実感だと思います。そういう大変な労働、女性の活躍の場とかいろいろ国は言いますが、そうやって女性も働かなければ家計がやりくりできていかない。共働きもしなければならぬ。ひとり親家庭もいる。今7人に1人が子供の貧困と言われている。私は飛騨市も同じだと思うんですね。全国並みに子供の貧困は同じだと思います。まさか飛騨市の親子さんはいつもお花畑にいるなんてことはあり得ないと思います。苦勞していると思います。そういう方々に、きちんと報いるのが教育行政、条件を整備するという市長のお務めなんですけれども、こういうことも含めて今後の見通しをぜひ冬休みに向けて何とか検討の場を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

冬休みは特に短い期間でございまして、給食センターでは絶対にできないということでございました。そのときには食器磨き等、機材の点検とさせてほしいということをおっしゃいますのは、給食センターで作ることが1択なのか、それとも弁当等、ほかの手段も組み合わせてなのか分かりませんが、私どもはいろいろな方法を考えてまいりたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

それでは学校給食のほうを伺います。昨日からいろいろな各議員の質問は、飛騨市の財政、財源のお話を市長がしっかりなさるものですから、私も昨日家に帰るなり会った飛騨市民の方が「テレビで市長の答弁聞いていたら暗くなっちゃったわよ。」って言っていました。昨日、高原議員と私も後でそんな話をしました。それだけ大変なんだと、正直に率直に飛騨市の財政を心配してくださるということだろうと思います。

一方では、学校給食のことに入る前に、財源の問題をおっしゃいましたから財源の問題を議論したいと思っておりますけれども、今日の高原議員の答弁もですけれども、市長の財政、財源に対する考え方を聞いておりますと骨格予算を説明しているような話でして、口悪く言えば財政の事務方が説明しているような感じで、市長は政治家だと私は思っているんですよ。ですから、議員も来年2月に選挙です。市長も同時に選挙です。市長は来年の続投もお考えになった上で、この飛騨市の財源をどうしようかとお考えになっているのか。だとすると、寂しいですよ。何か政策が感じられません。

お金のありなしはよく分かりましたし、財政健全化基準とかね、財政調整基金もそうですし、不用額もそうですし、そういういろいろなことがありますけれども、お金のことで言うて学校給食を議論するのであれば、昨日話があったように学校給食の引き上げを予定されているようですね。そうしますと、今日の中日新聞にも載っておりました。私、計算しましたら1人当たり小学校で年間190食として計算しました。5万6,620円給食費がかかります。プラス38円ですからね。中学生が180食として6万3,540円。本当に大きな額だと思います。小学校、中学校の子供が2人いたら、年間12万円も給食に取られるということなんですね。先ほどおっしゃいましたけど、これがもし蓄えなり、あるいは上の高校生のお兄ちゃん、お姉ちゃん、大学生のよそに行って下宿代にもきゅうきゅうと言っているお兄ちゃんに少しでも援助できたら、本当にお母さんは助かると思うんですよ。ですから、この値上げをしたとして、もうちょっと額が大きくなると思いますけれども、私が3月に質問したときに試算しましたら、小・中学校の年間給食費は、8,565万円でした。市長の答弁では9,700万円と答弁されたんですけども、ちょっと数字が違うのでね。当時、ひと月で小学校が4,750円、中学校が5,460円。これ掛ける11か月ですから、それに生徒数をかけたら単純に数字が出てきまして、私の試算だと8,565万円になりました。ですから、市長の数と1,200万円の違いがあるので、もう一度すり合わせが大事だなと思っています。

それにしても、市長、例えば授業料は無償だとおっしゃいまして、そのとおりです。学校給食では、なぜ人件費や設備費の部分は税金で賄うのでしょうか。学校給食法では保護者の負担だとおっしゃいました。私もその条文は読んでいます。その上で、今の永岡文部科学大臣でも、各自自治体でそれを無償にすることは何も構わないと。それは止めるものでもないしということも国会の答弁で行っているんですけど、それにしても子供たちの中に入る食材費だけが保護者の負担で、あとはなぜ税金で行政が賄ってやれているのでしょうか。結局トータルとして学校教育、義務教育は無償だという考えのもとにそうなっているのではないのでしょうか。いかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

義務教育の費用の個々のことを議論するのは、この場で議論すると際限なくなりますが、給食費の部分は実費だからだという理解だと思っています。食材費ですので実費です。調理とかは当然全部負担されていますが、これは食材の実費ですので、それで保護者負担になっているのではないかと、私はそう理解しています。

元来、学校でかかる費用は全て無償ではないので、なので小学校1年生のおはじきとか算数セットはちゃんと親が負担したりしていますよね。ほかにもいっぱいいろいろなものがあります。服なんかでもそうですが、そういうことではないかと思しますので、やはりそこは一律に全部まとめて議論するわけにいかないものですから、もし議論するのであれば、また改めて個々にしっかり根拠を見ながら議論するという事かなと思います。

○11番（籠山恵美子）

次の質問に移る前に、私がこの学校給食にこだわるのは、ある出来事があったわけですね。7～8年前に私が子ども食堂を我が家で小さくやっていたときに、おばあちゃんが連れて来た小学

生の男の子のことをおばあちゃんが言って、そこで泣くわけです。「うちの孫が「給食費は？」と書かれた付箋を手の甲に貼られて、そのまま家に帰ってきて泣いていた。」と言うんですね。その細かい事情は分かりませんよ、払っていないんでしょう。そのうちはひとり親家庭でしたから。そういう経緯があつて、なぜそうなっているのかなと私も思いましたけれども、子供にとっては本当にショックだと思います。そういうことを先生にされるのは。学校にも行きたくない、給食は食べない。その子はいこじになってしまったわけですね。それがきっかけで無理やり学校に行っても友達と口も利かない。口を聞けば、暴力を振るう、殴り合いになる、そんな子供がおりました。その子は子ども食堂に来ていた間に偏食も多かったですけれども、なんとか2年間、月2回、子ども食堂に来てもらううちに変わりました。家庭料理をしっかりと食べたからですね。学校給食も今、管理栄養士のお話を聞いたら、珍しい高級なものを出すのではなくて家庭に近い料理を献立でやっていますとおっしゃっていましたから、学校に行ったら家庭料理に近い給食が食べられてよかったんだろーと思いますけれども、給食費が払えていないばかりに、そういうことをされてしまって、その子の心が折れてしまったということなんですよ。ですから、学校給食はもうただでいいのではないかと私は思って、それがきっかけになっています。

7人に1人が子供の貧困というのがあるとしたら、また町のどこかにそういう子がいないかなと本当に心配しております。ですから、またしつこくやりたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

次に、県単位化の国民健康保険制度について伺います。

まず1つ目に、保険料引き上げは見切り発車ではないか質問いたします。市の国民健康保険料が県単位化の運営に変わったことで、今年度から保険料が毎年値上がりします。しかし、岐阜県国民健康保険運営協議会の協議や県の運営方針によりますと、「保険料の水準統一化は、市町村と協議することが重要。」とされ、少なくともこの10月までは結論が持ち越されているではありませんか。私はこの岐阜県国民健康保険運営協議会の議事録を引き出しまして、しっかり読んでみました。確かにそうです。ところが、飛騨市の保険料は今年度からもう既に引き上げが決まって、議会でも可決されたわけですが、引き上げられています。これは岐阜県国民健康保険運営協議会のやり方より先走っているのですから、見切り発車感が私はとても否めません。この件に関して、飛騨市はこれまで県にどのような市長あるいは飛騨市の立場を説明してきたのか。市民の皆さんに分かるように、詳細に説明をお願いします。

2番目に、保険料の一本化は、たとえ県の国民健康保険運営方針によるものだとしても、これは法令ではありません。ですから、法的な義務はありません。運営方針はあくまでも技術的助言であり、国民健康保険料統一に法的拘束力はないのです。そもそも保険料賦課決定の権限は県ではなく、市町村にあります。これは国民健康保険法に明確に書かれてあります。ですから、飛騨市は一本化には強く反対すべきです。なぜ飛騨市は市民の命と暮らしを守る立場に立たず、県の意向を先取りした形で、安易な保険料の引き上げに走ったのか大変疑問であり、私は納得できるものではありません。これも市の説明を伺います。

3つ目、県との協議ではっきり異を唱えてくださいということです。市として保険料の統一保険料の結論を市町村の試算抜きに拙速に出さないよう、協議の場で意見すべきではないでしょう



か。なぜなら、これまでの飛騨市民の健康に対する努力も、あなた方、行政の努力も、県単位化で水の泡になってしまうからです。こんな地方自治を否定したやり方に屈服していて、どうして飛騨市民の命と暮らしを守ることができるのでしょうか。市の見解を伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

国民健康保険制度についてご質問をいただきました。1点目の本年度からの保険料引き上げについてと、2点目の安易な保険料引き上げとの指摘につきましては関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、市の国民健康保険料の見直しにつきまして、改めてこれまでの経過をご説明申し上げます。平成30年度からの都道府県化を見据え、岐阜県内でも最低水準の保険料でありましたので、平成29年度に市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にお諮りし、国民健康保険料の引き上げ方針を決定しました。その方針は、令和5年度までの6年間において保険料率の引き上げを行うとともに、平成29年度に一般会計より2億円を国民健康保険特別会計に繰り入れし、積み増しした財政調整基金を活用し、毎年度に必要な保険料総額の一部を基金から補填することで保険料徴収額を縮減し、被保険者の急激な負担増加を軽減するというものです。この方針どおり平成30年度、令和元年度と保険料率の引き上げを行ってまいりました。令和2年度からの3年間につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったため、市民の生活を守るため特例的に保険料率を据え置きとしました。しかしながら、令和3年度末及び令和4年度末における飛騨市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にて、令和5年度より再び保険料を緩やかに引き上げる旨、新たな今後の方針をご説明させていただき、現在に至っているところです。したがって、保険料の引き上げにつきましては、これまでの経緯からも慎重に検討を重ねた上でのことであり、見切り発車ではございません。

また、岐阜県国民健康保険運営方針については、今年度が第2期方針の最終年であることから、令和6年度からの第3期方針について現在調整がされています。しかしながら、平成30年3月に策定された第1期方針において既に記載がありますとおり、基本的な考え方として将来的な保険料水準の県内統一を目指すことは決定事項となっています。さらに本年6月、国は都道府県が策定する「国保運営方針」の指針となる策定要領を改定し、都道府県内の保険料水準を統一する目標年度の記載を求めたほか、統一の定義について同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする完全統一を目指すのが望ましいと記述し、令和6年度からの次期運営方針を「保険料水準の平準化に向けた取り組みを一段と加速するための期間」と位置づけられています。また、策定要領には、保険料水準の完全統一を進めることは、国民健康保険財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から重要であるとの記載があることから、県に対して、将来的な保険料水準の県内統一を目指すことに対して意見することはないと考えています。

なお、市といたしましても、保険料の一本化は平等性の確保、行政の効率化、財政安定化など、より効果的かつ持続的な国民健康保険制度の提供を目指すものであり、また、将来的には地域ご

とに異なる医療サービスの提供状況に対処し、県単位で計画的な医療リソースの配置や改善が行えるようになるため、市民の命と暮らしを守ることにともつながるものと考えます。

3点目の保険料に関する県との協議についてお答えいたします。県との協議の場としては、岐阜県国民健康保険連携会議が設置されており、岐阜県における国民健康保険制度の安定的かつ円滑な運営を図るため、岐阜県及び県内市町村、岐阜県国民健康保険団体連合会が情報の共有及び意見の調整等を行うことが目的とされています。将来的な保険料水準の県内統一を目指すという方針については、既に後期高齢者医療保険料が県内統一されているように、国民健康保険料の県内統一の方向性についてあらがえるものではないと考えています。

議員ご指摘のとおり、県との協議の場とされている岐阜県国民健康保険連携会議において、意見すべき場面では意見を申し上げるというのは必要なことではございますので、これまでの市民の健康に対する努力が水の泡になってしまわないよう、各市町村で実施されている保健事業の取り扱いについての検討がされる場合などには、市の意見を申し上げてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

協議会の議事録では、あくまでも各県内市町村の協議が重要であると。何も押し付けるものではないと。ですけど、部長は県の協議会にはあらがえないと。これなぜでしょうね。

つまり、今まで一生懸命、健康体操教室や、それから何といても飛騨市はそういう医療機関がいっぱいあるわけではないですから、どうしても都市部のあっちにもこっちも病院があつてしょっちゅう病院にかかれるという環境とは違いますから、我慢しながら我慢しながらつつましくやって、健康に気をつけて、あまり医者にもかからず、そうやって抑えてきたから医療費を抑え、そして21市の中で一番低い保険料で推移してきたんですよ。それが今度は県の統一、42市町村がガラガラポンして、それを水準化するということになったら当然飛騨市の保険料上がりますよ。都市部が新型コロナウイルス感染症がはやった、感染症がはやったとなって医療費ががと上がったら、飛騨市はさらに値上げして、飛騨市の私たちがその都市部を支えなければならないんですよ。国民健康保険のわずかな加入者で。そしたら飛騨市民の加入者の生活はどうなりますか。破綻しますよ。もっと飛騨市の立場を主張して、そして今まで飛騨市は何とか国民健康保険財政の中で賄ってきましたから、わずかですけども基金もあったし、一般会計からの法定外繰り入れもせずずっとやってきました。高山市はどんどん繰り入れしています。それもやらずにやってこられました。なら、これからはとても市民に負担は押し付けられないから、飛騨市の一般会計からの法定外繰り入れをやって保険料を少しでも引き下げられるように飛騨市の行政は努力できますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

県の都道府県化につきましては、平成27年度に法改正がありまして決まってきたところでございます。こちらは多分全国的にも国民健康保険、市町村で守っておりましたが、なかなか人口の減少、それから後期高齢者のほうへの年齢の上昇で移動ということもあって、国民健康保険

会計自体がやりくりできなくなってきたところが多いから、こういったことが起きてきたのではないかなということも予想されるところでございます。

ちなみに、飛騨市の国民健康保険特別会計の平成30年度からの単年度収支を申し上げます。平成30年度の単年度収支です。マイナス6,822万3,000円。令和元年度、マイナス3,572万3,000円。令和2年度、こちらはプラスで1,661万8,000円。令和3年度973万円のプラス。この令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えがあったものと推察されます。令和4年度、コロナ禍が開けてからマイナスの5,228万7,000円です。この5年間だけ見ても、合計で約1億3,000万円の赤字になっております。

したがいまして、もう飛騨市単独での国民健康保険会計では値上げをしないとやっていけないというような状況を踏まえて、しかもその都道府県化という、保険料統一という既定路線があるものですから、そちらに向けて本当に苦渋の決断ですけれども、保険料を上げざるを得ないということにきているという事情をご理解いただきたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

では市長に伺います。確かに私も決算書を今予習しておりますので、単年度収支が赤だになって、それは分かりました。ですけれども、それは単年度収支でそういう見方をするものですから、あまり私は気にしていませんけど、それでも今部長がおっしゃったように単独ではやっていけないから県単位化だと言って仲間入りしても、今度はさらに私たちは飛騨市民がかかった医療費、こんなにかかってしまったから保険料が上がる、しょうがないね、では済まないんですから。都市部でぐんと医療給付にお金がかかったところ、その人たち分も補わなければならないわけですよ、飛騨市民の加入者が。こんな理不尽なことはないと思うので、ぜひ市長会なりで国民健康保険の県の単一化の問題点、全国的な問題ですので、ちょっと研究していただいて地域医療を守るように、飛騨市の国民健康保険もぜひ声を上げて守っていただきたいと思います。

それで、私はその財源の問題がずっと出ていますので、例えば国民健康保険財政を守るとしたらできることあると思うんです。私は飛騨市は振れる袖はたくさんあると思っているんですよ。例えば一般会計の中にある特定目的基金ですね。これが物すごいではないですか。一般会計からいろいろな特定目的基金があって、これが141億円もありますよ。そのほか、いろいろな基金を全部合わせて物すごい金額、160億円あるんですよ。私これも一度きちんと見直したらいいと思うんですよ。訳の分からない名目の基金も改めてみたら結構ありますよ。そういうのを整理して、改めて国民健康保険の財政をきちんと立て直して、もしかしたら特定目的基金などを一旦、せめて半分に減らして一般会計に入れて、そこから国民健康保険財政の中の基金に改めて積み直して、安定した飛騨市独自の国民健康保険財政、それこそ一般会計の目的外繰入をしたくないならそれでもいいですよ。そのかわりきちんと基金をつくって、飛騨市民の国民健康保険を守っていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

特定目的基金の整理の話は、籠山議員らしからぬ乱暴なお話かなと思って伺ったんですが。個

別に見ていくと本当にあれでも足りないです。昨日来からのお話ですが、例えば公共施設管理基金なんていうのは、あれだけあっても全部足りない。全部足し上げて突っ込んででも足りないです。清掃施設整備費もそうです。クリーンセンターの一定期間で建て直さないといけないんですね。今の学校の整備もありますし、そういったことを順番に見ていったときに、全然足りる水準ではないんです。そうやって全部見ていかないと、一時期の国の埋蔵金みたいな話をすると、これは財政が絶対に駄目になります。

先ほど「市長は担当者みたいだ。」とおっしゃいましたが、現代行政の首長は財政が分からないとできません。絶対にできないと思っています。私それは本当に思っていて、私自身は財政を自分で勉強してやってきていますが、財政が分かった人間が市長か副市長にいないと、絶対に今からの地方行政はできないというふうに思っていますので、その意味ではまず埋蔵金的な話は、ちょっとこれはもう1回認識を改めていただきたいと思います。

その上で、今の国民健康保険の話ですけど、私がちょうど市長になったときに、まさしく一本化の話がスタートのときでしたから、飛騨市は国民健康保険料が一番安かったですからね。これは正直言って弱ったものだなと思いましたし、現実には国民健康保険は農業の方もいっしょにすれば、低所得世帯の方もいっしょにすれば、年金制度の方もいっしょにしますから打撃になるということも当然分かりました。かといって、他方でほかの保険に入っている方との均衡ということも考えなければいけないということもありました。だけど、激変期であったので、あのときに2億円を投入するということを決めて財政調整基金に入れたんですね。しかしそれを入れ続けるということもできない。それはやっぱり、何とかしながら段階的にやっていくんだということでした。

それから、国民健康保険をめぐる状況というのは今変わってきています。それは何かというと、サラリーマン化が非常に進んでいる。国民健康保険の加入者自体が生産年齢人口といいますか、現役世代で国民健康保険に加入する方が非常に減ってきているんですね。例えば、飛騨市役所の会計年度任用職員を見ていただくと分かりますが、つい何年か前まで国民健康保険だったんです。全部、地方共済になったんです。ここだけ見たって国民健康保険の加入者がぐんと減ってしまっている。今後、趨勢的に雇用者のほうに移ってきます。そうすると国民健康保険加入者の数はどんどん減ってきますし、人口の少ないところほど減っていく。それで高い高齢者の人がいますから、医療費はかかる一方です。もちろん後期高齢者前ですから、すごくかかるゾーンよりも少し前ですけど。

そういうふうにして見たときに、飛騨市単独で安い国民健康保険料が守れるかということ、これはなかなか難しいというふうに僕は思っています。だからこそ、今全体的に赤字傾向になっているし、だから県に一本化するという話ではないけれども、全体的な持続可能な体制はどうだというふうに考えたときに、飛騨市の事情を見ても、飛騨市単独では成り立たなくなっているということは認識していただかなければいけないということだと思います。

では、国全体での国民健康保険の都道府県化というのはどうなのかと議論したときに、これは飛騨市の事情だけをもって主張できることではないと思うんですね。やはり国全体で持続可能な国民健康保険というものは何かということを考えていかなければいけない。

その中で、確かに飛騨市として苦しいところもありますけど、だけど飛騨市の事情も変わって

きているということも勘案すると、やはり大変ではあるけれども都道府県の一本化というのは、やはり流れとしては、そこに進まざるを得ないのではないかというふうに私は考えていますので、なので今まで市としてこれは反対だということは言ったことがありませんし、今からもそれを前提として、何とかそれに対応していく。その中で、本当に苦しいところがあれば、そこをどうやって見定めて支援していくのかということ、また別に考えるということではないかなというふうに思いますので、そういう議論を展開していきたいというふうに思っております。

○11番（籠山恵美子）

最後のお言葉を信じて、冷静に少し見守っていきたいと思います。私もこの間、県に交渉へ行ったときにきつく生意気に言ってきたんですけども、何と言っても国が国庫支出金をどんどん引き下げて、それが大きな原因だということは分かっているんですよ、歴史的に。半分国庫が持つという国民健康保険の制度を今38.5%しか国庫支出金を入れていませんので、本当に国政がまず第一の問題だなと思っていますので、国にも物を言っていきたいと思います。

次に3つ目に入りたいと思います。これは市長に存分に語っていただきたいと思いますので、よろしく願います。ダイバーシティのまちづくりへの取り組みと展望について、市長に伺います。

まず1つ目に、行政それから市民の本気度、これはどうなのかということ伺いたしたいと思います。この間の市の取り組みがどのようなようであったのか、講演やワークショップの成果などを伺います。この宣言ができるかどうか固唾をのんで期待し、見守っている市民の方々がおります。同時に、行政も市民も本気度が試されます。現時点での市長のお考えをぜひお聞かせください。

2つ目に、さらなる具体化を市民にどのように示すか。7月21日にはダイバーシティのまちづくり講演会がありました。私も拝聴いたしました。講演者の「誤解を理解に変える」というメッセージは分かりやすく、多様性を行動に生かしていく上で市民それぞれの指針となるだろうと思いました。さて次は、どのような具体化を目指すのか市長の方針を。これは市長が次に続投されるのであればなおさらのこと、市長のお考えをたっぷりと伺いたしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ダイバーシティのまちづくり、2点ご質問いただきました。籠山議員と存分に議論したかったのですが、ちょっと私だけが存分に話すくらいの時間しかないようですので、ひとまず答弁をさせていただきます。

一昨年の12月の議会の際にもご質問にお答えしたんですが、このダイバーシティのまちづくりというのは、もともとパートナーシップ制度の導入をめぐる議論があって、そのあと性的マイノリティーの理解増進を図るという取り組みをスタートさせたところから、これがきっかけとなって始まっているということでございます。

パートナーシップ制度につきましては、そのときも申し上げたのですが、様々な制度の運用を改めておりますので、制度を導入せずとも同様の取り組みは既にできるようになっているという

ことでありますが、それを取り組んでくる過程の中で、我々が本当に狙っている、我々が本当に目指しているものというのは制度の導入ではなくて、むしろその人それぞれの様々な形での幸せの追求、これが認められる地域を作ることだというふうに考えるに至ってきたわけです。なので、LGBTQあるいは性的マイノリティーの問題としてだけ捉えるのではなくて、もっと広くいろいろ考えたときに、性別、年齢、障害、国籍、ほかにもいろいろあります。そうした様々な違いを持った人たちが自分の幸せを追求できる町にしていくことということが大事ではないかというふうに考えまして、それでダイバーシティのまちづくりというのを今年度取り組みたいというところから始めたわけでありまして。

まず今その取り組みの皮切りといたしまして、7月に全国規模で企業や自治体のダイバーシティ推進に携わっていらっしゃる田村太郎ダイバーシティ研究所代表理事を講師としてお迎えしまして、市民向けの講演会を開催していただいたということです。「誰も排除されないダイバーシティのまちをめざして」という講演会であったということで53名、市民の方が参加されたということでございます。

実は私は残念ながらこの日、ほかの公務が重なっていて参加できなかったんですけども、資料もすぐに見せていただきましたし、参加者の感想も報告をもらいました。すばらしい講演だったというようなことを聞いております。その中で、ダイバーシティは単に多様な状態を示すのではなくて、「対等な関係を築こうとし、調和があること」というふうに定義されたいと話されたというふうに伺っております。また、年齢、性別、国籍等、分かりやすい違いだけではなくて、表面からは見えづらい価値観とか性的指向とか、経済状況などにも配慮して、あらゆる人を排除しない組織や地域を目指すことが重要であると呼びかけられたとの話も聞きいております。

これを皮切りに始めたのですが、今並行して取り組んでおりますのが「ダイバーシティのまちづくり宣言」というのをやろうということでその取り組みを始めております。

「ダイバーシティのまちづくり宣言検討委員会」というのを立ち上げておりまして、今一緒に取り組んでいただくメンバーを募集しまして、いろいろ公募をしたり、人権擁護委員ですとか障害者支援団体、企業関係者に呼びかけを行いまして、26名メンバーが集まっていたいただきました。それで8月からメンバーによる第1回目の勉強会を開催しておるということでございます。

第1回目の勉強会では、女性の活躍推進に取り組んでおられ、外国人を雇用されている事業所の代表の方に、会社での取り組み事例や現状をお話しいただいて、その後、グループに分かれて意見交換を行ったということでございます。女性活躍、外国人、両方切り口があったわけでありましてけれど、この中で出た意見としてどんなものがあったのかというふうに聞きますと、「ダイバーシティを推進していくには、誰かが著しく我慢するとか、配慮するということでは、共生・理解し合うことはないんだ。各々が認め合って、理解することが大切だと感じる。」というような意見が出ていたと。すばらしい意見だと思います。また、「それぞれの特性をポジティブに捉えるとよい。」というような意見も出た、非常に活発な意見交換であったというふうに思いますし、こういう意見が出るというのは本当にいいメンバーに集まっていたなというふうに思っているわけでございます。

今後の予定といたしましては、9月、10月もメンバーによる勉強会を計画しておりまして、9

月の勉強会は障害者支援団体の方と福祉事業所の方から取り組み事例や支援活動など思いを語っていただき、その後また意見交換を実施するというスタイルで進める予定としております。10月は県の人権啓発指導員による性的マイノリティーについての研修会を計画いたしております。こうした研修会、勉強会、意見交換などを重ねまして、今年度末には「ダイバーシティ宣言」というものを公表したいというふうに予定しております。11月頃から、このメンバーの皆さんでダイバーシティ宣言の内容とか文言を検討していただきたいと思っております。これを発表した後には宣言を市民や市内企業、団体に賛同していただけるように呼びかける。賛同者を募っていくということですね。そして宣言ポスターとかステッカーなどを配布するということを通じまして、ダイバーシティの町への意識を高めて、認識を広めていきたい。これがお尋ねの具体化の方法ということになるかと思えます。

私自身はこのダイバーシティのまちづくりで最も大事なことは何かということについては、共感だと思っております。これは市政全体を通ずる私自身の理念といいますか、思想であるわけですが、何かに違いを感じたときに、世の中いろいろな違いを感じることはあります。その違いを感じたときに自分と違うから違うんだというふうには考えない。自分がその人だったらというふうにする。そうすると、常に自分事として捉えられると思えます。障害のある人の世界というのは私もずっとこうして取り組んできているわけですが、健常者にとってみると障害の世界というのは何か別の世界のように感じてしまうんですね。しかし、実は障害のある人たちの世界と健常者の世界というのは実は地続きで、それはもう表裏一体、常に背中合わせだというのが私の考えです。

ですから、例えば我々ここに全員がそうでありますけど、今日こうして元気でここにきている、でも夜家に帰って寝ようと思ったときに、なんか体の調子が悪くなって、明日は脳梗塞が結構重度になって半身不随になっている。こういうことも十分にあります。あるいは帰っていく途中で事故に遭って、そして全く明日からは体が動かない、あるいはもう普通の生活ができない。そういう可能性ももちろんあります。生まれながらの障害にしても、例えば自分の孫、自分の子供、生まれてきた子が生まれるまで健常、そんなこと考えなかったけど生まれて障害があると分かった。そんなことは幾らでもあるわけで、私は障害のある立場になるというのは明日の自分の姿だというふうに思っています。世の中にはよく障害のある人もない人もということを言葉として言いますが、世の中には障害のある人と障害のある立場になる可能性のある人、その2つしかない。だから常に自分事だと。

同じような考え方で、性的マイノリティーの問題にしてもいろいろな問題を捉えると。例えば性的マイノリティー、やっぱり今でも不快感を示される方、市民の方たくさんいらっしゃいます。だけど例えば性同一性に1つの課題を感じていらっしゃる方が自分のお子さん、自分の孫だったとしたら、忌み嫌うということは僕はできないと思うんです。そういうふうに自分事として捉えるということが共感だと思っておりますし、そういう気持ちをこの町の中に広めていきたいというのがダイバーシティのまちづくりの私の考え方だということですので、自分事に置き換えたときに、共感が生み出せますし、それがともに暮らせる社会ということになりますし、それこそが飛騨市の優しさだと思えますので、優しい気持ちにあふれた町というのはみんなが住みやすい。そ

ういうところこそ人が減っても、みんなが楽しく心豊かに暮らしていけることになるのではないかと思っております。そうした考え方で、今後のダイバーシティのまちづくりには力強く取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

市長の考えていることはよく分かりました。私もこの講演会に参加して、終わった後に会社の社長さんでちょっと知っている方に話しかけられて、なるほどと思ったんですけども、その方は技能実習生を何人もベトナム人、肌の色が違う、本当にこの子たちは無事仕事を続けてくれるか心配ではないとおっしゃっていました。その方が言うには、日本人というのは自分たちも肌が黄色い割には、白人には鷹揚だと。白人を何か上に見ていると。だけど、ちょっと色が黒い、黄色い、あるいは東洋人、アジア人には何か目下に見ると。それで本当にかわいそうな思いがすると社長がおっしゃってまして、だから講演を聞きに来てくださったんだろうなと思います。ぜひともこれからよろしくお願いします。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で11番、籠山議員の一般質問を終わります。